公益財団法人五戸町スポーツ振興公社清掃業務委託特記仕様書

この特記仕様書は、公益財団法人五戸町スポーツ振興公社（以下「委託者」という。）が管理する建築物及びその附帯施設の五戸町屋内トレーニングセンター五戸ドーム及びひばり野スポーツ交流センター並びに小渡平公園の清掃業務委託に適用する。

特記仕様書に規定する事項は、別の定めがある場合を除き、受託者の責任において履行すべきものとする。

Ⅰ　名称等

１　業務名称

令和６年度　第１号

公益財団法人五戸町スポーツ振興公社清掃業務委託

２　施設名及び委託場所

⑴　五戸町屋内トレーニングセンター五戸ドーム

青森県三戸郡五戸町大字豊間内字地蔵平１－３９８

⑵　ひばり野スポーツ交流センター

青森県三戸郡五戸町大字豊間内字地蔵平１－４０７

⑶　小渡平公園

青森県三戸郡五戸町大字倉石中市字小渡８８－１

Ⅱ　業務内容

第１　日常清掃業務

１　人員及び業務時間

⑴　五戸町屋内トレーニングセンター五戸ドーム（以下、「五戸ドーム」という。）に、通常１名半日常駐させる。ただし、契約期間のうち日曜日、国民の休日（５月３日、５日を除く。）及び休館日の翌日（休館日が国民の休日と同日になり、翌日以降に変更になった場合を除く。）、並びに１２月２９日から１月３日を除く毎日実施する。（基本出社表「別表１」添付）

⑵　ひばり野スポーツ交流センター（以下、「交流センター」という。）に、通常１名１日常駐とし、週３日は１．５日配置させる。ただし、契約期間のうち１２月２９日から１月３日を除く。（基本出社表「別表２」添付）

⑶　業務時間について、１日常駐は、午前７時３０分から午後４時３０分までの８時間、

半日常駐は、午前７時３０分から午前１１時３０分までの４時間とする。なお、休憩休息時間は、午前及び午後に１５分間ずつ、及び午前１１時３０分から午後０時３０分とし、状況によっては時間帯を変更する場合がある。

⑷　委託者は、五戸ドーム及び交流センターの施設利用状況に応じ、年間出社日数内で繁忙期の増員、閑散期の減員、及び両施設間の人員配置または業務時間、勤務日を変更することができる。

⑸　受託者は、従事者名簿を委託者に提出し、変更時も同様とする。

⑹　受託者及び従事者は、駐車場を利用することができる。

⑺　受託者は、毎月の人員配置について、予約状況を予め監督員に確認の上、予定を組むこと。

⑻　五戸ドームの従事者は、控室がないため、休憩時にはロビー及び更衣室等を使用することができる。

⑼　小渡平公園については、トイレ清掃を月８回実施する。ただし、契約期間のうち、４月１日から１１月３０日まで業務期間とする。

２　清掃業務の内容

⑴　五戸ドーム管理棟及び練習場、並びに付帯施設、交流センター研修棟（足洗い場含む）

ア　床カーペット類は、カーペットほうき又は電気掃除機を用い、軽易に移動できる椅子、テーブル等は移動して行い、汚れが付着している部分は洗剤等を使うなどして汚れを落とすこと。

イ　床Ｐタイル等化学建材使用の所は、モップ又は雑巾類で水拭きし、その後乾燥モップ等で乾拭きすること。

ウ　壁、窓、ドア、備品、付属品等は手に届く範囲をハタキ等でチリ払いをし、必要に応じて雑巾がけをすること。

エ　玄関タイル部（コンクリート部）は、ブラシ等により洗浄し、残水が滞水しないように処理すること。

オ　トイレ掃除は１日１回行い、便器及び汚物入れ、手洗所は洗剤を用いるなどして、常に清潔を保ち、床面はモップ又は雑巾類で水拭きし、汚染か所は、きれいに除去すること。

カ　壁、天井等日常手の届かないか所については、状況に応じ対応すること。

キ　交流センター喫煙場所の灰皿及び吸い殻の処理をすること。

⑵　交流センター宿泊棟（ベランダ、中庭含む）

ア　宿泊前後に清掃し、宿泊がない場合は、２日に１回清掃する。

イ　廊下、談話コーナーは毎日清掃する。

ウ　清掃内容は研修棟と同じとする。

⑶　交流センター浴室日常清掃

ア　宿泊前後に清掃し、宿泊がない場合は、２日に１回清掃する。

イ　清掃内容は研修棟と同じとする。

ウ　毎月１回は消毒剤により浴槽の清掃を行うこと。

⑷　各トイレ（小渡平公園除く）

トイレ掃除は半日常勤の場合１日１回、１日常勤の場合は１日２回行う。ただし、交流センターの宿泊棟、浴室棟トイレについては、宿泊後に清掃し、宿泊が無い場合は、２日に１回清掃する。なお、清掃については、便器及び汚物入れ、手洗所は洗剤を用いるなどして、常に清潔を保ち、床面はブラシがけなどで洗浄、モップ又は雑巾類で水拭きし、汚染か所はきれいに除去すること。

⑸　外部（小渡平公園除く）

敷地内のごみ拾いを行う。

⑹　消毒（小渡平公園除く）

新型コロナウイルス感染症対策のため、施設利用者が使用した場所のアルコール消毒を行うこと。

⑺　小渡平公園トイレ

公園内の２棟あるトイレについて、便器清掃、床拭き、洗面台の洗浄、鏡の清掃、ごみ処理、トイレットペーパーの補充を行う。

第２　特別清掃業務

１　特別清掃の実施

実施日は、委託者と受託者とが協議の上決定し、入館時間は午前９時からとする。

２　特別清掃業務の内容

長尺塩ビシート使用部分（交流センター化粧フローリング含む）を、樹脂ワックスがけすること。

⑴　五戸ドーム

ア　実施月　４月から３月までの毎月１回

イ　総面積　約１５５㎡

⑵　交流センター

ア　実施月　４月から３月までの隔月１回（初回５月）

イ　総面積　約５４６㎡

第３　共通

１　衛生消耗品

委託者が負担する衛生消耗品は、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、ペーパ

ータオル、ハンドソープ、消臭芳香剤、アルコール消毒液とする。ただし、小渡平公園トイレについて、洗剤等の消耗品、トイレットペーパーは、受託者負担とする。

2　使用材料

この作業に使用する清掃用具及び材料は全て品質良好のものとし、受託者の負担とする。また、電気、水道等については委託者の負担とする。

3　作業基準

この作業実施にあたっては、効率的に、火気の取扱に十分留意し、更に作業遂行にあたっては委託者の業務に支障をきたさないようにする。

4　主任担当者

受託者は、清掃業務のうち、次の事項について受託者を代理して主任担当者を選任するものとする。

⑴　受託者の従業員の指揮監督及び業務処理
⑵　清掃業務履行に関する委託者との業務連絡及び調整
⑶　委託者からの仕様書に基づく注文事項の受注及び仕様書の履行
⑷　その他この契約の目的達成に必要な事項

5　業務遂行の計画及び報告

受託者は、清掃業務に関する専門的実施計画を策定し、計画的に業務を実施し、その結果等の記録を委託者に提示し、清掃業務を確認し合うものとする。

6　規律の維持

受託者は、清掃業務に従事する従業員の教育指導に万全を期し、風紀、衛生及び作業規律の維持に責任を負うものとする。

7　ゴミ処理について

受託者は、施設内におけるゴミを収集し、定期的に廃棄処理するものとする。